

# DISCLOSURE

\*

# JA 宮崎信連の現況

(令和 4 年 9 月末)





### 目 次

経営理念・経営方針	]
主要勘定の状況	2
損益の状況	2
単体自己資本比率	2
農協法及び金融再生法に基づく開示債権	3
有価証券等時価情報	4
J A グループ・J A バンクシステム	_
社会的責任と貢献活動	
組織・機構	
ホームページのご案内	13

### ※経営理念・経営方針

当会は、宮崎県を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互 いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であ るとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの 大切な財産である貯金を源泉としております。当会では資金を必要とする農家組合員の皆さま 方や、JA・農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などにも ご利用いただいております。

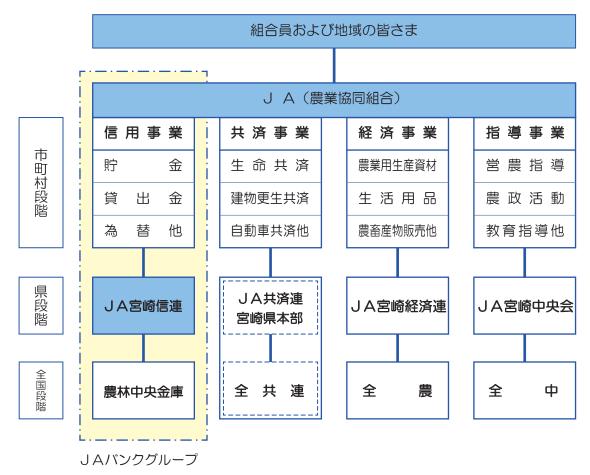
当会は農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネット ワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員と して地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域 社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

そのなかで当会は、JA組合員等利用者基盤の維持・拡充を図りつつ、JAバンクの一体的 な事業運営とJAバンク全体の安全性・効率性の確保に努め、JAバンク自己改革を実践し ていくため、令和4年度から令和6年度の中期経営計画を策定し、以下の基本方針のもとで、 組合員や地域の皆さまに信頼される経営かつ利用者主導のサービス提供を目指した業務運営を 行っております。

- 1. 組合員・利用者・地域になくてはならない存在であり続けるJAバンクの確立
- 2. 経営体質の強化・安定による収益確保と会員への還元機能発揮

#### JAグループ組織図

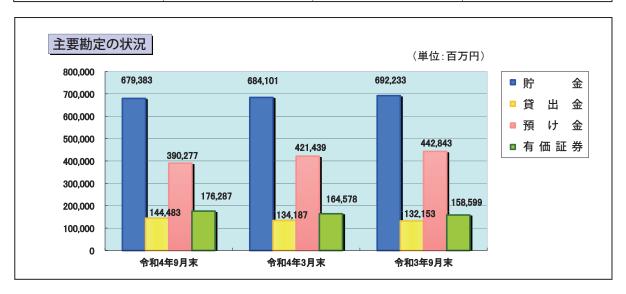




# 主要勘定の状況

(単位:百万円)

			令和4年9月末	令和4年3月末	令和3年9月末
貯		金	679,383	684,101	692,233
貸	出	金	144,483	134,187	132,153
預	け	金	390,277	421,439	442,843
有	価 証	券	176,287	164,578	158,599



## 損益の状況

(単位:百万円)

	令和4年度半期	令和3年度半期	令和3年度
経常利益	1,339	1,201	1,101
当期剰余金	1,113	930	1,011



### 単体自己資本比率

(単位:百万円)

項目	令和4年9月末	令和4年3月末	令和3年9月末
自己資本	54,051	53,141	53,680
リスク・アセット等	299,898	296,901	293,842
自己資本比率	18.02%	17.89%	18.27%

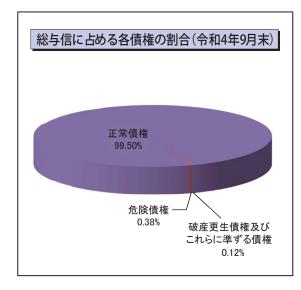
(注) 金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出 しております。



### 👽 農協法及び金融再生法に基づく開示債権

(単位:百万円)

信権 区分   信権 額	_											位:百万円)
令和4年9月末       公産更生債権及びこれらに準する債権       183       183       6       59       117         危険債権       558       558       -       -       558         要管理債権       -       -       -       -       -         買出上延滞債権       -       -       -       -       -       -         がまけ上延滞債権       -		唐	<del>左</del> 「		4	<b>唐 梅</b>	安百			係	全	額
破産更生債権及びこれらに準する債権		<b>!</b>	11往 12	^ .	L	貝 惟	欱	合 計	担货	₹	保 証	引当
危険債権   558   558	令	和4年9月末										
要管理債権		破産更生債権	及びこ	:ne	に準ずる債権	18	83	183		6	59	117
三月以上延滞債権       -		危	険	債	 権	5	58	558		_	_	558
貸出条件緩和債権		要	管理	1 信			_	_		_	_	_
小 計 741 741 6 59 675   正 常 債 権 147,487   日本 148,229   日本 148,229			三月	月以	上延滞債権		_	_		_	_	_
正常債権 147.487 合 計 148.229  令和4年3月末  破産更生債権及びこれらに準ずる債権 69 69 7 - 62 危険債権 688 688 9 53 625 要管理債権 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権 小 計 757 757 17 53 687 正常債権 136,622 合 計 137,380  令和3年9月末  破産更生債権及びこれらに準ずる債権 69 69 7 - 62 危険債権 444 444 9 57 377 要管理債権 三月以上延滞債権 「三月以上延滞債権 「三月以上延滞債権 「三月以上延滞債権 「三月以上延滞債権			貸出	出条·	件緩和債権		-	_		-	_	_
合計       148,229         令和4年3月末       破産更生債権及びこれらに準する債権       69       69       7       -       62         危険債権       688       688       9       53       625         要管理債権       -       -       -       -       -         貸出条件緩和債権       -       -       -       -       -         が計       757       757       17       53       687         正常債権       6       136,622       -		月'	(		計	7	41	741		6	59	675
令和4年3月末         破産更生債権及びこれらに準ずる債権         69         7         -         62           危険債権         688         688         9         53         625           要管理債権         -		正	常	債	権	147,4	37					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 69 69 7 - 62 危険債権 688 688 9 53 625 要管理債権		台	ì		計	148,2	29					
危険債権	令	和4年3月末										
要管理債権		破産更生債権	及びこ	IN S	に準ずる債権	(	69	69		7	_	62
三月以上延滞債権       -		危	険	債	権	6	38	688		9	53	625
貸出条件緩和債権		要	管理	里 債	権		-	_		_	_	_
小 計 757 757 17 53 687   正 常 債 権 136,622   一			三月	月以.	上延滞債権		-	_		-	_	_
正常債権 136,622 合計 137,380 合計 137,380 合利3年9月末  一			貸出	出条	件緩和債権		-	_		_	_	_
合計     137,380       令和3年9月末       破産更生債権及びこれらに準ずる債権     69     69     7     -     62       危険債権     444     444     9     57     377       要管理債権     -     -     -     -     -       三月以上延滞債権     -     -     -     -       点出条件緩和債権     -     -     -     -       水計     514     514     17     57     439       正常債権     134,414     134,414		<b>儿</b>	(		計	7:	57	757		17	53	687
令和3年9月末       破産更生債権及びこれらに準ずる債権       69       69       7       -       62         危険債権       444       444       9       57       377         要管理債権       -       -       -       -       -         三月以上延滞債権       -       -       -       -         貸出条件緩和債権       -       -       -       -       -         水 計       514       514       17       57       439         正常債権       134,414       -       -       -       -       -		正	常	債	権	136,6	22					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権     69     69     7     -     62       危険債権     444     444     9     57     377       要管理債権     -     -     -     -     -       三月以上延滞債権     -     -     -     -       貸出条件緩和債権     -     -     -     -       小計     514     514     17     57     439       正常債権     134,414     -     -     -     -     -		台	ì		計	137,3	30					
<ul> <li>危険債権</li> <li>444</li> <li>444</li> <li>9</li> <li>57</li> <li>377</li> <li>要管理債権</li> <li>一</li> <li>一</li></ul>	令	和3年9月末										
要管理債権		破産更生債権	及びこ	ne	に準ずる債権		69	69		7	_	62
三月以上延滞債権     -     -     -     -       貸出条件緩和債権     -     -     -     -       小     計     514     514     17     57     439       正     常     債     権     134,414     - <td></td> <td>危</td> <td>険</td> <td>債</td> <td>権</td> <td>4</td> <td>44</td> <td>444</td> <td></td> <td>9</td> <td>57</td> <td>377</td>		危	険	債	権	4	44	444		9	57	377
貸出条件緩和債権     -     -     -     -     -       小     計     514     514     17     57     439       正     常     債     権     134,414     -     <		要	管理	፟	権					_		
小 計 514 514 17 57 439 正 常 債 権 134,414			三月	月以.	上延滞債権		_			_	_	_
正 常 債 権 134,414			貸出	出条	件緩和債権		_	_		_	_	_
					計	5	14	514		17	57	439
合 計 134 928		正	常	債	権	134,4	14					
1 10 1,020		台	ì		計	134,9	28					



#### (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て 等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債 権およびこれらに準ずる債権をいいます。

#### 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状 態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の 回収および利息の受取りができない可能性の高い債権を いいます。

#### 3. 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸 出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

#### 4. 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以 上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準 ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。

#### 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放 棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および 三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。



### 有価証券等時価情報

【有価証券】 (単位:百万円)

	区 分		取得価額	時 価	差額
f	6 和 4 年 9 月	末			
	売買目	的	_	_	_
	満期保有目	的	24,794	23,224	△ 1,570
	そ の	他	154,708	151,492	△ 3,216
	合	計	179,503	174,716	△ 4,786
f	6 和 4 年 3 月	末			
	売 買 目	的	_	_	_
	満期保有目	的	24,096	23,424	△ 671
	そ の	他	140,367	140,481	114
	合	計	164,463	163,906	△ 556
f	令和3年9月	末			
	売 買 目	的	_	_	_
	満期保有目	的	23,098	23,104	5
	その	他	132,460	135,500	3,040
	合	計	155,558	158,604	3,046

<sup>(</sup>注) 有価証券の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しております。 取得価額は、売買目的有価証券については取得価額を、満期保有目的有価証券またはその他目的有価証 券については償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しております。

【金銭の信託】 (単位:百万円)

	区	分	取得価額	時 価	差額
f	今和4年9	9月末			
	運用	目 的	_	_	_
	満期保有	目目的	_	_	_
	そ の	他	2,000	1,945	△ 54
	合	計	2,000	1,945	△ 54
f	5 和 4 年 3	3月末			
	運用	目 的	_	_	_
	満期保有	目的	_	_	_
	そ の	他	1,000	999	△ 0
	合	計	1,000	999	△ 0
f	今和3年S	月末			
	運用	目 的	_	_	_
	満期保有	目 的	_	_	_
	そ の	他	999	999	△0
	合	計	999	999	△0

<sup>(</sup>注) 金銭の信託の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しております。 取得価額は、運用目的金銭の信託については取得価額を、満期保有目的金銭の信託またはその他目的金銭の信託については償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しております。



### **♥** JAグループ・JAバンクシステム

当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯 金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

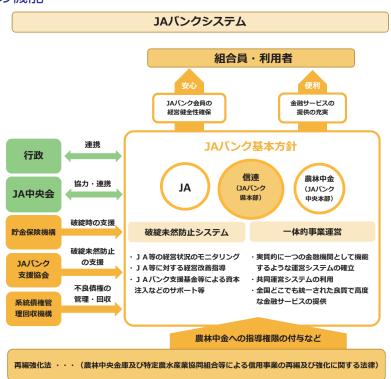
#### ●「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者の皆さまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編 強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関す る法律) | に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中央金庫)総意のもと「JAバンク 基本方針|に基づき、JA・信連・農林中央金庫が一体的に取り組む仕組みを「JAバン クシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、 スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目 指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

#### ▶「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」 は、JAバンクの健全性を 確保し、JA等の経営破綻 を未然に防止するためのJ Aバンク独自の制度です。 具体的には、(1)個々の JA等の経営状況について チェック(モニタリング) を行い、問題点を早期に発 見、(2)経営破綻に至ら ないよう、早め早めに経営 改善等を実施、(3)全国 のJAバンクが拠出した 「JAバンク支援基金」等 を活用し、個々のJAの経 営健全性維持のために必要 な資本注入などの支援を行 います。



#### ● 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、法令等を遵守したうえで、JAバンクとし て商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランド の確立等の一体的な事業運営の取組みをしています。

#### ● 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合など に、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資する ことを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同 様な制度です。

### \*\* 社会的責任と貢献活動

当会は、宮崎県を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互 いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であ るとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネッ トワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員 として地域経済の持続的発展に努めております。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった 面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

#### ■■ 農業・くらし・地域への貢献を目指した取組み ■■

持続可能な農業の実現、豊かでくらしやすい地域社会の実現を目指し、JAバンクならでは の金融仲介機能の発揮に向けて、JAおよび農林中央金庫と一体となり取り組んでおります。

①農業法人アプローチ先の訪問活動

地域の中核的な担い手となる農業法人との関係構築・強化のため訪問活動を実施して おります。なお、令和4年上半期は、新型コロナウイルス感染症の対策を行い、可能な範 囲での訪問活動を実施しております。

- ②JAバンク利子補給
  - JAバンク利子補給の積極的な推進によって農業者の借入負担の軽減を図り、農業経 営の成長支援を実施しております。
- ③JAバンク保証料助成事業

農業近代化資金またはアグリマイティ資金の融資を受ける農業者が負担する保証料の 助成を実施しております。

- ④新型コロナウイルス感染症およびウクライナ情勢による影響を受けた農業者への支援等 新型コロナウイルス感染症拡大およびウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰によ る影響を受けた農業者等の資金繰り支援のため創設された「新型コロナウイルス対策資 金上にかかる一部利子補給および保証料助成を実施しております。
- ⑤農業応援金融商品の企画・販売

「食」と「農」を意識した金融商品の企画・販売を行うことで、県産農畜産物の消費 拡大を応援しています。

⑥食農教育応援事業

県内の小学校へJAバンク補助教材「農業とわたしたちのくらし」を贈呈するほか、 各JAが実施する食農教育(お米学習教室・農家のおじちゃんと語る会等)にかかる費 用の助成を実施しております。

#### ■■ 農業・地域の成長支援にかかる取組み ■■

多様化・高度化する大規模農業法人や担い手経営体 の所得向上を図るため、様々なニーズに直接対応し、 かつJAの取組みを積極的にサポートしております。

また、JA・連合会・農林中央金庫等との連携によ り農業法人との関係を構築・強化し、農業金融セン ター機能の強化・拡充に取り組んでおります。

(令和4年10月1日、当会に農業金融センターを設置しております。)

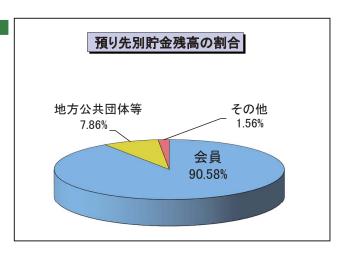


#### ■■ 地域からの資金調達の状況 ■■

#### ● 貯金残高

出出	•	五五	$\Box$
		ロノノ	$\Box$

預り先	残 高
会員	615,368
地方公共団体等	53,402
金融機関	_
その他	10,613
合 計	679,383



#### ● 貯金商品の販売

県下JAでは、県下統一企画商品として、定期貯金「満開キャンペーン(退職金・年金コース)」(令和4年3月~5月)、懸賞付定期積金「たまルン♪ルン♪」(令和4年4月~7月)、定期貯金「サマーキャンペーン2022」(令和4年6月~8月)、「冬の定期貯金キャンペーン2022」(令和4年10月~令和5年1月)の各種キャンペーン商品を販売しました。







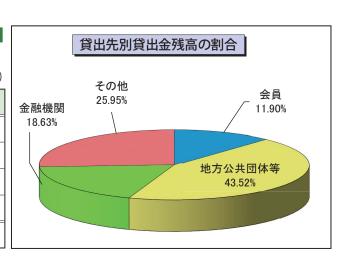


※現行の金利とは異なる場合があります。

### ■■ 地域への資金供給の状況 ■■

### ● 貸出金残高 (単位:百万円)

貸出先	残 高
会員	17,199
地方公共団体等	62,877
金融機関	26,912
その他	37,494
合 計	144,483



#### ● ローン商品の販売

県下JAでは、県下統一のローン商品として、マイカーローン、教育ローン、住宅ローン、リフォームローン、フリーローン等を通年商品として取り扱っております。また、ネットローン取扱商品の拡充を図るなど、利便性の向上にも取り組んでおります。



※農業法人の皆さま向けにアグリプロモートローン「にないて」を準備いたしております。 ※現行の金利とは異なる場合があります。

#### ● 制度融資取扱状況

 
 制度資金名
 制度資金の概要
 残 高

 農業近代化資金
 規模拡大や設備投資等に必要な資金の融通を目的とした 貸出金
 2,390

 合計
 2,390

(単位:百万円)

#### ■■ お客さま本位の業務運営に関する取組方針 ■■

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。 当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

#### 1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】
- 2. お客さま本位のご提案と情報提供
  - (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 1 ~ 5)、原則 6 本文および(注 1 、2 、4 、5)】
  - (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。 【原則 4、原則 5 本文および(注  $1\sim5$ )、原則 6 本文および(注 1,2,4,5)】
  - (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および(注 1  $\sim$  5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】
- 3. 利益相反の適切な管理
  - (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および(注)】

#### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行う ことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。 【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】
- (※)上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」 (2021年1月改訂)との対応を示しています。

#### ■■ 地域密着型金融への取組み ■■

(中小企業等の経営改善および地域の活性化のための取組みを含む)

#### ● 農業者等の経営支援に関する取組方針および態勢整備

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、「金融円滑化にかかる基本方針」を定め、農業者等の経営支援に取り組んでおります。

#### ● 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

JAバンクとして、担い手ニーズや経営状況を踏まえ注力すべき層の絞込みや対応を図るため、担い手金融リーダーを全JAに設置し役割や機能を明確にするとともに、個々のスキルアップを図っております。

また、担い手がメインバンクに求める金融機能を適時・的確に提供していくため、農業法人向け資金「にないて」による支援や、農業者に対する貸出利子補給事業、保証料助成事業等、農業法人向け資本供与としてアグリシードファンドの取扱い等に取り組んでおります。

#### ● 営農サポート支援

組合員の所得向上を目指した支援施策の強化を図るとともに、JAグループ宮崎に設置された「農業振興連絡会議」に参画し、担い手の育成支援、組合員の所得アップ、営農基盤の強化等に取り組んでおります。

#### ● 直売所利用活性化への取組み

農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供、地域貢献を目的として、JA直売所でのJAカード利用時に5%を割引く施策を実施しております。

#### ■■ 文化的・社会的貢献活動 ■■

#### ■ JAバンク食農教育応援事業の展開

県下JAは、農業に対する理解とファン作りを目的に、次世代を担う子ども達を対象に「JAバンク食農教育応援事業」として、次の事業を行っております。

- ・「教材本贈呈事業」は、小学校5年生を対象に、『農業とわたした ちのくらし』の教材本を贈呈し、授業の中で利用することで、宮崎 の主要産業である農業と食の重要性の理解者を育てることを目的と した事業です。
- ・「教育活動助成事業」は、JAが行う、子ども・小学生等を対象とした農業体験学習や料理教室等の活動に対し助成を行うことで、子どもの食への関心を高め、食の大切さ、食を支える農の役割などに対する理解を深めることを目的とした事業です。



「教材本」

#### ● 年金相談会の実施

JA利用者の相談ニーズに対応するため、県下JAに社会保険労務士を派遣し、年金相談会を実施しております。

#### ● AEDの設置

JAビル内に、事故や病気で突然心臓が止まった人に電気ショックを与え正常な心臓の動きを取り戻すための医療機器AED(自動体外式除細動器)を設置し、万が一の救命処置に対応できるよう備えております。

また、普通救命講習に参加してAED、救命処置、応急手当等に必要な正しい知識や技能を習得しております。

#### ● 環境保全対策運動の実施

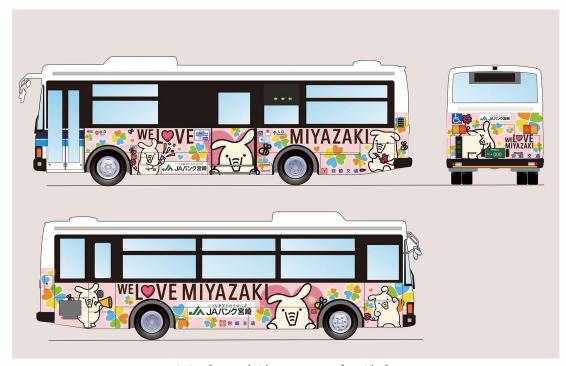
地球温暖化防止を目指し、古紙のリサイクル運動や省エネ運動を実施しており、エレベーター使用自粛、冷暖房の適正利用等により、CO。削減を目指しております。

#### ● ラッピングカラーバスの運行

JAバンクのイメージアップを目的に、JAバンクイメージキャラクターを活用したカラーバスを宮崎・都城・延岡の各市および近郊3路線で運行しております。

地域の皆さまに幸せが訪れるよう"見つけると幸運が訪れる"と言われる「四つ葉のクローバー」をモチーフにしております。

また、地域に寄り添い、宮崎の発展に貢献する「宮崎愛」を「LOVE」というワードで表現し、JAバンクの親しみやすさをPRしております。



JAバンク宮崎フルラッピングバス

#### ● グッドマナープロジェクト(地域貢献自治体連携サービス事業)への参加

愛犬家のマナーグッズ(犬のフン取り用ペーパースコップ)を地元自治体を通して地域 住民へ配布し、地域貢献活動を展開している「グッドマナープロジェクト」に参加してお ります。

● 宮崎県立芸術劇場主催の舞台「こどももおとなも劇場」への協賛

宮崎の未来ある子どもたちやそのご家族に、良質な生の演劇に触れていただく機会を拡げることを目的として実施される舞台「こどももおとなも劇場」に協賛しております。



#### ● 「こどもお助け救急BOOK」への協賛

乳幼児の急病やケガの時、また災害の対処方法などに役立つ母親のための図書「こどもお助け救急BOOKvol.11」の発刊に協賛しております。

#### ● MRT HAPPY Smileキャンペーンへの協賛

新入学児童を対象に防犯ブザーを無償配布し、ラジオCM・テレビCMやポスターを通し、子どもたちの防犯対策と交通安全に対する注意喚起を行うことで、地域が一体となって犯罪や交通事故から子どもたちを守る「MRT HAPPY Smileキャンペーン」に協賛しております。

#### ● 宮日キッズサッカー大会の共催

宮崎県内の多くの幼児にサッカーをプレーしてもらうことで、その楽しさや喜びを知ってもらい、あわせて親同士や子ども同士の親睦を深め、地域を越えた交流を促進することを目的に、宮崎日日新聞社と共同でサッカー大会を開催しております。



#### ● 赤十字事業への協力

献血車をJAビルに定期的に受け入れるなど、日本赤十字社の献血に積極的に参加・協力しております。

また、日本赤十字社が行う人道支援活動に対し、継続的な支援を行っております。

#### ● ウクライナ難民支援募金活動

令和4年2月24日以降、ウクライナ各地での戦闘の激化により、多くの市民が国内または国境を越えて避難するなど、大きな被害・影響が生じております。

本会においても人道的支援の観点から、JAグループの一員として、役職員による 募金活動を行いました。

## ₩ 組織・機構

#### ● 組織情報 (令和4年10月1日現在)

設立年月	職員数	出資金
昭和23年8月	108名	25,180 百万円

#### ● 店舗

#### (令和4年10月1日現在)

店舗名	所在地	代表電話番号	
本 所	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1	(0985) 31 – 2062	

#### ● 協同会社

#### (令和4年10月1日現在)

名称	所在地	設立年月日	資本金	当会出資比率	業務内容
(株)九州地区農協 オンラインセンター	福岡市南区横手 2-13-35	昭和52年10月1日	63 億円	14.29%	九州地区の農協・ 農協連合会業務の 電算機による処理

#### ● 自動化機器の設置状況

ATM(現金自動預入・支払機)の設置台数

#### (令和4年10月1日現在)

区分	店舗内	店舗外
JA 設置	88台	55 (6)台
信連設置	2台	1 (1)台

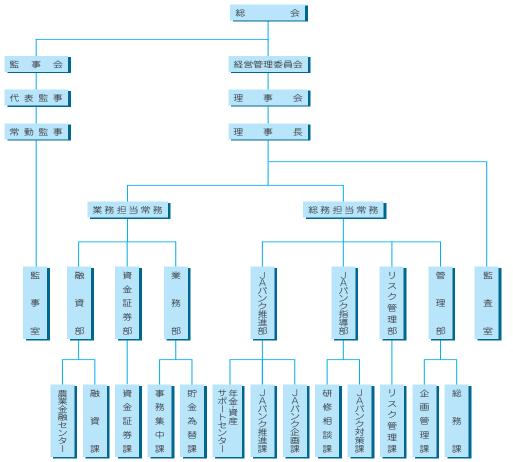
( ) うち共同設置台数

#### ● 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

#### ● 機構図

#### (令和4年10月1日現在)

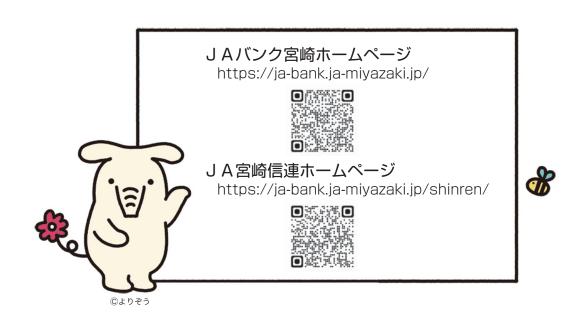




### \*ボームページのご案内

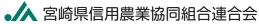
当会の概要や経営・財務の状況をはじめ、JAバンク宮崎の各種お知らせはインターネット のホームページでご覧いただくことができますのでご利用ください。

なお、当会の個人情報の利用目的、保有個人データに関する開示等手続き、共同利用に関す る事項などにつきましても掲載しておりますので、ご参照ください。





令和4年12月発行



管理部 企画管理課

〒880-8686 宮崎市霧島1丁目1番地1 TEL (0985)31-2064 FAX (0985)31-5006

